

石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 26 号)

目 次

訓 令		目 次		
○石川県文書管理規程の一部改正	(総務課)	1	○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準等の一部改正 (環境政策課)	4
○石川県文書例式の一部改正	(同)	2	○加賀沿岸下水道協議会規約の一部変更 (水環境創造課)	4
○石川県職員被服貸与規程の一部改正	(人事課)	2	○大聖寺川下水道協議会規約の一部変更 (同)	4
○グループ制に関する運営規程の一部改正	(行政経営課)	2	○地方公営企業法第39条第2項の地方公共団体の長が定める職 (水道企業課)	4
○副知事の担任事項に関する規程の一部改正	(同)	3	環境部 (水道用水供給事業)	
			○石川県水道用水供給事業公印規程等の一部改正	5
			人事委員会	
			○県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正	6
告 示				
○石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正	(総務課)	3		
○石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置の一部改正	(行政経営課)	3		

訓 令

石川県訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程 (平成14年石川県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1中「県民文化局」を「県民文化スポーツ部」に、

「	男女共同参画課	「男女」	を
」	県民生活課	「県生」	
「	スポーツ振興課	「ス」	に、
」	男女共同参画課	「男女」	
「	環境部	「環調」	を
」	企画調整室		
「	生活環境部	「生調」	に改め、
」	企画調整室		
「	水環境創造課	「水環」	を削り、
」			
「	水道企業課	「水送」	を
」			
「	生活安全課	「生安」	に改め、
」			
「	下水道課	「下」	を削り、
」			

「 営繕課 | 営 | を
 「 営繕課 | 営 | に改める。
 水道企業課 | 水 送 | 」

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

石川県訓令第2号

庁 中 一 般
 出 先 機 関

石川県文書例式（平成14年石川県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第2契約文例1中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改め、同表契約文例2中「105分の5」を「108分の8」に、「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改め、同表契約文例4及び契約文例7中「105分の5」を「108分の8」に改め、同表契約文例9中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改め、同表契約文例11中「105分の5」を「108分の8」に、「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
 出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程（昭和37年石川県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条中「並びに石川県教職員定数条例（昭和44年石川県条例第13号）第2条第1項第2号」を削る。
 別表第1中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から14の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の15の項中「温暖化・里山対策室」を「温暖化・里山対策室」に改め、同表中同項を14の項とし、16の項を15の項とし、同項の水環境創造課」次に次のように加える。

16	消費生活支援センター	技術職員	作業白衣 作業ズボン	2 1	3 3	女子職員については、作業白衣に限る。
----	------------	------	---------------	--------	--------	--------------------

別表第2の3の項中「環境部」を「生活環境部」に改め、同表の21の項中「水環境創造課 白山自然保護センター」を「白山自然保護センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

石川県訓令第4号

庁 中 一 般
 出 先 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1企画振興部の部地域振興課の項中「地域づくり支援グループ」を「企画管理グループ、地域づくり支援グ

グループ」に改め、同表県民文化局の部中「県民文化局」を「県民文化スポーツ部」に改め、同部文化振興課の項中「管理グループ」を「企画管理グループ」に改め、同部中

男女共同参画課	企画管理グループ、啓発普及グループ
県民生活課	消費生活グループ、交通防犯グループ

を

スポーツ振興課	企画管理グループ、スポーツ振興グループ
男女共同参画課	企画管理グループ、啓発普及グループ

に改め、同表環境部の部

中「環境部」を「生活環境部」に改め、同部環境政策課の項中「環境管理グループ」の次に「、水環境グループ」を加え、同部水環境創造課の項を削り、同部中

自然環境課	自然共生グループ、自然公園グループ、鳥獣グループ
-------	--------------------------

を

自然環境課	自然共生グループ、自然公園グループ、鳥獣グループ
生活安全課	消費生活グループ、交通防犯グループ

に改め、同表商工労働部

の部産業立地課の項中「企業誘致グループ」の次に「、企画グループ」を加え、同表土木部の部都市計画課の項中「区画整理グループ」の次に「、流域管理グループ、地域排水グループ」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

石川県訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程（平成18年石川県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1条第3号イ中「県民文化局」を「県民文化スポーツ部」に改め、同号エ中「環境部」を「生活環境部」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第177号

石川県個人情報保護条例第23条第1項の規定による口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報（平成15年石川県告示第402号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の石川県男女共同参画審議会における公募委員選定の項中「石川県県民文化局男女共同参画課」を「石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課」に改め、表の石川県消費生活審議会における公募委員選定の項を削り、表の狩猟免許試験の項中「石川県環境部自然保護課」を「石川県生活環境部自然環境課」に改め、同項の次に次のように加える。

石川県消費生活審議会における公募委員選定	総合得点及び順位	選定結果通知の日から起算して2週間	石川県生活環境部生活安全課
----------------------	----------	-------------------	---------------

石川県告示第178号

石川県財務規則の規定による庵の名称及び位置（昭和39年石川県告示第191号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「石川県教育センター」を「石川県教員総合研修センター」に改める。

石川県告示第179号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準（平成24年石川県告示第104号）等の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

次に掲げる告示の規定中「環境部」を「生活環境部」に改める。

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに当該地域に係る規制基準
- 2 工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準（平成24年石川県告示第105号）1の表備考
- 3 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成24年石川県告示第106号）
- 4 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成24年石川県告示第107号）
- 5 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定（平成27年石川県告示第144号）

石川県告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、加賀沿岸下水道協議会規約（昭和58年石川県告示第461号）の一部を次のように変更し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第8条を次のように改める。

（委員）

第8条 委員は、石川県の流域下水道を担当する部局の長及び関係市の長をもって充てる。

石川県告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、大聖寺川下水道協議会規約（昭和63年石川県告示第583号）の一部を次のように変更し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

第8条を次のように改める。

（委員）

第8条 委員は、石川県の流域下水道を担当する部局の長及び加賀市長をもって充てる。

石川県告示第182号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、地方公共団体の長が定める職を次のとおり定め、平成29年4月1日から施行する。

なお、地方公営企業法第39条第2項の地方公共団体の長が定める職（平成22年石川県告示第153号）は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

組 織	職
石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和42年石川県条例第22号）第3条第2項に規定する土木部（以下「部」という。）	部長
	参事
	技監
	次長
部の企画調整室又は課内室	室長
	室次長
水道企業課	課長
	担当課長
	課参事
	課長補佐（事務に係る課長補佐又は技術に係る課長補佐が2人以上ある場合は、事務に係る課長補佐にあつては人事について主として課長を補佐する者、技術に係る課長補佐にあつては技術について総括的に課長を補佐する者それぞれ1人とする。）
	経営管理担当の上席職員
手取川水道事務所	所長
	次長

環境部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第2号

石川県水道用水供給事業公印規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第1号）、石川県水道用水供給事業組織規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第2号）、石川県水道用水供給事業処務規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第3号）及び石川県水道用水供給事業財務規程（昭和42年石川県電気事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

（石川県水道用水供給事業公印規程の一部改正）

第1条 石川県水道用水供給事業公印規程の一部を次のように改正する。

第1条中「環境部」を「土木部」に改める。

別表中「環境部長の印」を「土木部長の印」に改める。

（石川県水道用水供給事業組織規程の一部改正）

第2条 石川県水道用水供給事業組織規程の一部を次のように改正する。

第1条中「環境部」を「土木部」に改める。

（石川県水道用水供給事業処務規程の一部改正）

第3条 石川県水道用水供給事業処務規程の一部を次のように改正する。

第1条中「環境部」を「土木部」に改める。

別表第2中「環企」を「土企」に改める。

（石川県水道用水供給事業財務規程の一部改正）

第4条 石川県水道用水供給事業財務規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「環境部」を「土木部」に改める。

別記様式第35号の3（甲）、同様式（乙）及び別記様式第35号の4中「石川県環境部水道企業課保管用」を「石川県土木部水道企業課保管用」に改める。

別記様式第43号中「石川県環境部長」を「石川県土木部長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県人事委員会告示第1号

県の事務所に係る労働基準法による区分(昭和46年石川県人事委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

石 川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部第1号の項中「環境部水道企業課」を「土木部水道企業課」に改め、同部別表第1各号に該当しない官公署の項中「環境部水道企業課及び」を削り、「の各課」の次に「及び土木部水道企業課」を加え、「消費生活支援センター」を削り、「白山自然保護センター」の次に「消費生活支援センター」を加え、同表教育委員会の部第12号の項中「教育センター」を「教員総合研修センター」に改める。